

平和なくして人権はない、人権なくして平和はない——これが本書の確信である。本書は憲法の教科書として使用できるように編集されているが（ただし、統治機構については割愛している）、この確信は本書の随所で触れられている。

そもそも〈平和〉とは何だろうか。それは「争いのない状態」のことだといつかもしれない。しかし、それだけならば、平和の実現はそう難しいことではない。心に憎しみや疑い、差別や軽蔑を抱えたままでも、とりあえず争いを回避することくらいはできるからだ。私たちは、これを〈見せかけの平和〉と呼び、その問題性を指摘しておきたい。

日本国憲法が理念として掲げている〈平和〉はこのようなものではない。それは〈真の平和〉だ。〈真の平和〉とは何か。それは、互いに信頼し合い、互いの異質性を尊重しつつ理解に基づいて共生するがゆえに争いのない状態のことだ。つまり、信頼、互恵、共生の精神こそが〈真の平和〉を実現しうるのである。そして、私たちの日常生活のなかでこのような精神をもつことは、とりもなおさず、互いの人権を尊重することを意味している。人権尊重がなければ平和はありえないという

のはこのことである。私たちの日常生活から国際社会にいたるまで、このことは基本的には何も変わらぬといえるだろう。

また逆に、平和が維持されなければ人権もまた保障されない。個人の人格としての尊厳は、戦争によつてこそ最も露骨に踏みにじられるからである。平和を愛さない国家は国民の人権もまた大切にしないものだ。およそ対内的・対外的とを問わず、平和のないところに民主主義は育ちえないのであり、民主的な問題解決に努めない国家は平和を語る資格もたないものである。このように理解するならば、平和と人権は表裏一体をなしていることがわかる。

ことに、この両者の密接不可分性は二〇世紀にいたつて一層顕著になった。大量殺戮兵器をもつてする二〇世紀の戦争は、戦争自体の性質を根本的に変化させたからだ。戦闘軍と非戦闘的市民との区別はもはや不可能になり、国民全体をあげての〈総力戦〉という形態をとるにいたつた。このような〈総力戦〉においては、国策から遊離した市民社会の自治などまったく存在しえず、近代社会において確認されたさまざまな人権はことごとく破壊されることになる。しかも、それは経済的自由の剝奪のみにとどまらず、精神的自由の剝奪にまで及ぶ。戦争の準備段階から戦時にまでいたる長い期間、〈総力戦〉を準備する国家は、国民に対して有形・無形の心理操作や思想統制を行うようになったからだ。精神的自由の侵害は平和が失われる最も明らかな兆候だといえる。

このように、こと〈総力戦〉の形態をとる二〇世紀の戦争においては、人権侵害と戦争とは不即不離の関係にある。逆にいうならば、平和の維持と人権の保障との関係も一層不可分になったといえよう。

さらに、平和と国民主権との相補性を指摘することもできよう。日本国憲法前文は「政府の行爲によつて、再び戦争の惨禍が起ころないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べている。かつての〈日中戦争〉から〈太平洋戦争〉という一五年にわたる歴史経験でも明らかのように、戦争はいつも政府によつて勝手に始められるものだ。そこで、悲惨な戦争を防止するためには主権が国民になければならず、たえず国民によつて政府がコントロールされていなければならない、というのである。いわば、平和主義を国民主権で担保しようというのだ。もちろん、国民主権でさえあれば常に平和が守れるというわけではない。国民主権が平和主義を保障できるのは、国民が戦争の惨禍を心に刻み続けている限りにあつてであらう。戦争体験や被爆体験が風化するなら、むしろ争うことを望む国民の声によつて平和を破壊してしまう危険がある。その意味では、湾岸戦争後、意図的な戦争の美化がされ始めたことはきわめて危険な兆候だ。

このように、平和主義、人権保障、国民主権という日本国憲法の三大原理は、単に羅列されたものではなく、どの一角も欠くことのできない相互不可分に結びついた諸原理として理解できる。日本国憲法は、この三位一体の原理によつて日本を平和と人権を愛する「国際社会において名譽ある」国に導こうとしているのである。

なお、本書は、『平和と人権』改訂版——憲法から考える（法律文化社、二〇〇四）の精神を継承しつつ新たに執筆された作品である。項目や内容、さらには執筆者にも変更があるが、上記精神は、しっかりと本書にも受け継がれているものと確信する。政権交代や「ねじれ」国会などの国内情勢、アメリカ、中国、ロシア、韓国、北朝鮮などとの国際関係などで、さまざまな不安定要因が存在する。このような状況にあつて、平和と人権をめぐる確実な基礎理論を身につけることこそが、「いま」を生きる私たちにとって何より大切なことではないかと考える。読者諸氏の忌憚のないご批判やご意見を承れば幸いである。

法律文化社の方々、とくに、田藤純子氏、掛川直之氏には、遅々として進まない本書の執筆作業により多大な心労をおかけしたと思う。ここに記して感謝申し上げる次第である。

二〇一〇年一月

執筆者一同